

**令和2年度 沼津市生活困窮者自立相談支援事業業務委託
契約候補者選定に係るプロポーザル参加要領**

1 目的・趣旨

本事業は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に規定された必須事業であり、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の課題を把握し、横断的な支援体制を構築することにより、生活困窮者・世帯の自立の促進を図るものである。

受託者には、生活困窮者自立支援法及び同法に基づく各支援制度や地域の経済状況等への理解、実績や資格を有する支援員の適切な配置、生活保護制度の実施機関を始めとする関係機関との連携が求められるため、専門事業者に委託するものとし、公募型プロポーザル方式（※）により契約候補者を選定する。

この要領は、「令和2年度沼津市生活困窮者自立相談支援事業業務委託契約候補者選定に係るプロポーザル」の実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

※もっとも優れた提案をした者を本要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調整の上、地方自治法施行令167条の2第1項第2号による随意契約を締結するものである。

2 契約の概要

(1) 業務名

令和2年度沼津市生活困窮者自立相談支援事業業務委託

(2) 業務内容

別紙「令和2年度沼津市生活困窮者自立相談支援事業業務委託 公募仕様書」のとおり

(3) 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(4) 契約上限額

企画提案の際は、次の上限額以内で見積額を提示する。

・沼津市生活困窮者自立相談支援事業業務委託

16,177,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 問い合わせ・書類提出先

沼津市 市民福祉部 社会福祉課 生活支援係

担 当：鈴木、羽切

所在地：〒410-8601 沼津市御幸町16-1 沼津市役所地下1階

【TEL】055-934-4863 【FAX】055-933-4162 【E-mail】shafuku@city.numazu.lg.jp

4 参加資格要件

本プロポーザルに応募しようとする者は、次の(1)から(7)に掲げる応募条件をすべて満たさなければならない。なお、契約候補者の決定後契約締結までの間においても、参加資格要件に違反した場合は契約候補者の決定を取り消すことがある。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (3) 沼津市暴力団排除条例(平成24年条例第22号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱(平成4年7月1日施行)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 公募目的の趣旨及び公募仕様書を踏まえた事業計画の立案、実施が可能であること。
- (6) 直近1年間において、国税及び地方税を滞納していない法人であること。
- (7) 個人情報の保護について、適切な措置を講じることができること。

5 契約候補者選定スケジュール(予定)

No	内容	期間
1	募集開始(市ホームページに掲載)	令和2年2月10日(月)
2	質問受付(電子メールにて)	令和2年2月17日(月)午後5時まで
3	質問回答(市ホームページに掲載)	令和2年2月20日(木)午後5時まで
4	プロポーザル参加申込	令和2年2月21日(金)午後5時【必着】
5	プロポーザル参加承認及び選考会 当日案内の通知	令和2年2月25日(火) 午後3時までに電子メールで通知する
6	企画提案提出書等の提出	令和2年3月10日(火)午後5時まで
7	選考会	令和2年3月17日(火)午後予定
8	選定結果の通知	令和2年3月23日(月)予定
9	契約締結	令和2年4月1日(水)予定

6 質問受付・回答

(1) 受付期限 令和2年2月17日(月)午後5時まで

(2) 質問方法 質問書(様式第6号)に質問事項を記入し、電子メールにて行う。

※質問の際には送付件名に「【質問】沼津市生活困窮者自立相談支援事業業務委託プロポーザル参加申込について」と記載すること。

問い合わせ先は「3. 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

なお、プロポーザル実施手順等についての質問は随時電話等で受け付ける。

- (3) 質問回答 令和2年2月20日(木)午後5時までに質問者匿名にて市ホームページ上で回答を掲載する。
- (4) 説明会 本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

7 プロポーザル参加申込

以下、書類をプロポーザル参加申込の期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出(郵送可)すること。ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、(3)(4)(5)は不要である。

なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書等の提出期限までに参加辞退届(様式7)を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

- (1) 参加申込書兼誓約書 1部(様式第1号)
- (2) 参加申込者概要説明書 1部(様式第2号)
- (3) 暴力団又は暴力団でないこと等に関する表明・確約書
- (4) 財務諸表(直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」)
- (5) 納税証明書(申込日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出。)
 - ① 沼津市法人市民税納税証明書(最新の事業年度のもの)
 - ② 沼津市固定資産税納税証明書(平成31年度のもの)
 - ③ 国税納税証明書(「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について)
 - ・ 法人登録をしている事業者は「その3」又は「その3の3」を提出
 - ・ 個人事業者の場合は「その3」または「その3の2」を提出
 - ・ 納税免除の場合は、定款の写しを提出してください。

8 プロポーザルへの参加承認及び選考会当日案内の通知

参加申込書類の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。参加を承認した事業者には選考会(プレゼンテーション・ヒアリング)の当日案内も併せて通知する。

なお、申込書類を提出したにもかかわらずプロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、通知期限日の午後5時までに「3 問い合わせ・書類提出先」へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、市にその理由の説明を求めることができる。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の書類を企画書等の提出期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出(郵送の場合は書留郵便に限る)する。

- ① 業務計画書(様式第3号)
- ② 企画提案書

別紙「公募仕様書」に基づく業務を実施するにあたり、過去の実績を踏まえ、以下の項目について、それぞれ具体的な実施手法等を記載すること。

主要事業及び関連事業の内容、実績

- ア 相談業務の人員配置
- イ 業務計画および実施体制
- ウ 個人情報の管理
- エ 生活困窮者の把握、アウトリーチ、アセスメント・スクリーニング、プラン策定
- オ 支援調整会議、支援会議の運営
- カ プラン策定後の支援実施、モニタリング、評価、再プラン策定、終結、フォローアップ
- キ 住居確保給付金の相談、受付等
- ク 就労支援
- ケ 他機関、他制度との連携（生活困窮者自立支援ネットワーク会議の運営）
- コ 広報、PR活動等
- サ 社会資源の開発、地域づくり
- シ 自由提案

本業務実施にあたり、業務説明資料に記載の内容以外にさらなる事業効果が期待できるような事項の追加について内容・効果等を記載すること。

- ③ 業務委託料見積書（様式第4号）
 - ④ 複数事業者によるグループでの参加申込の場合は、グループの構成員を記載した書類、グループ協定書の写し、委任状（様式第5号）、印鑑証明書（構成員が法人でない場合）
- (2) 企画提案書等の規格
- 業務計画書（様式第3号）、企画提案書の提出書類は以下の点に注意し作成すること。
- ① 事業者名を入れないこと（入っている場合は受け付けない）。
 - ② 企画提案書は、日本工業規格A4で作成する。同A3を用いる場合は、A4に折りたたむこと。
- (3) 提出部数
- 事業計画書及び企画提案書は各8部（正本1部、副本7部）提出し、正本のみに事業者名を記載し、副本には一切記載しないこと。事業計画書及び企画提案書以外は、各1部ずつ提出する。
- (4) その他、注意事項
- ア 持参にて提出の際は、事前に電話連絡すること。
 - イ 提出後の参加申込書、企画提案書等の修正又は変更は認めない。
 - ウ 見積書は、提案する実施項目の費用が分かるように内訳を記載すること。

10 選考会

以下のとおり、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 実施日時

令和2年3月17日(火) 午後予定 ※詳細な日時等は申込者宛、別途連絡を行う。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

発表時間等は1参加者につき3名までとし、プレゼンテーションの時間は20分以内、質疑応答は20分程度を予定している。

プロジェクターやスクリーン等の使用が必要な場合は、参加申込の際に申し出ること。また、使用するパソコンは申込者が持参すること。

プレゼンテーションの際には、事業者名を明かしてはならない。

11 選定結果通知

契約候補者選定後、すみやかに市ホームページ上にて結果を公表する。また申込者に対し文書にて令和2年3月23日(月)に通知を発送予定。なお、参加者自身の評価については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

12 選定基準

契約候補者の選定にあたっては、次の事項を選定の基準とし、沼津市生活困窮者自立相談支援事業委託契約候補者選定委員会(以下「選定委員会」という)において総合的に評価を行い、契約候補者を選定する。評価項目については、別表「評価項目」のとおり。

13 参加者の失格について

次のいずれかに該当する場合には、失格とする。

- (1) 参加申込受付期限を過ぎて、参加申込書等が提出された場合。
- (2) 選考会指定時間に来場しなかった場合。
- (3) 提出された書類に虚偽や不備があった場合。
- (4) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに違反した場合。
- (5) 選定結果に影響を与える不誠実な行為があったと市長が認めた場合。

14 契約

市は契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結し、すみやかに契約結果を市ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは参加事業者の企画力、業務遂行能力等を評価するものであるから、仕様書については契約時に再度精査するものとする。

ただし、選定された事業者が以下の規定するものに該当することになった場合は、契約を締結しない。なお、以下の規定のうち(1)から(3)の場合は次順位の者と協議するものとする。

- (1) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに違反した場合。
- (2) 提出された書類に虚偽や不備があった場合。
- (3) 選定結果に影響を与える不誠実な行為があったと市長が認めた場合。
- (4) 沼津市議会が本業務に係る予算を承認しなかった場合。

本プロポーザルにかかる契約は、令和2年度予算成立をもって締結が可能になる。沼津市議会が本業務に係る予算を承認しなかった場合は、契約を取りやめる。また、予定より予算

の議決が遅れた場合、契約締結日が予定日より遅れる場合がある。

なお、契約の取りやめ、遅延によって発生した損害について、市は責任を負わない。

また、契約書は、市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含めるので、事前に確認をしておくこと。

(市ホームページ > 事業者のみなさんへ > 入札情報・契約 > 建設工事関連業務以外の委託 > 「沼津市業務委託契約約款 (PDF)」)

15 契約締結後

契約者は、市との協議のもと、すみやかに実施計画書（実施体制、連絡体制、工程など）を作成し、市の承認を得ること。

16 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例（平成12年条例第37号）に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

17 その他

- (1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。

別表 評価項目

※配点は選定委員 1 名あたり

評価項目	評価基準	配点
基本的な事項 業務実施体制	(1) 事業実施に求められる知識や実績を有しているか (2) 業務計画、実施体制は具体的であり、各業務を遅滞なく行うことが期待できるか (3) 業務実施に適切に対応できる支援員を確保可能か (4) 個人情報の管理徹底を含めた十分な体制が構築できるか	30 点
業務実施方法 自由提案	(1) 生活困窮者の相談を受け、課題を分析し、適切なプラン作成、アフターフォロー等を継続的に実施できるか (2) 対象者に応じた効果的な就労に向けて具体的な支援計画があり、効果的な支援が期待できるか (3) 市、関係機関、他事業実施機関等との適切な連携をすることができ、つなぎの機関としての役割を果たすことができるか (4) 市民、企業に対し、積極的に事業の活動を効果的に広報できるか (5) 独自の提案の業務実施について、実現可能性があり、対象者への支援にさらなる効果が期待できるものか (6) 社会資源の開発・地域づくりについて、具体的な取り組みが提示され、適切な執行が期待できるか (7) 支援調整会議の運営を遅滞なく、適切に実施することが可能か	70 点
		100/100

ただし、合計点数が 60 点を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。